

令和7年4月8日

保護者の皆様へ

さいたま市教育委員会教育長
さいたま市立植竹中学校長

学校における電話対応について（お願い）

日頃より本校の教育活動に御理解と御協力を賜り、ありがとうございます。

さて、本市においても教員が今まで以上に子どもたちと向き合う時間や授業の準備等を行う時間を確保するため、令和元年11月から全ての市立学校の電話対応を勤務時間内に行うこととしてまいりました。

今年度につきましても、下記のとおり実施いたしますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

記

1 学校への電話について

勤務時間（8時15分～16時45分）内にお願ひいたします。

2 勤務時間外の連絡について

授業日（土曜日、日曜日、祝日及び休日を除く。）の勤務時間外に、学校と連絡を取りたい場合は、御手数ですが、以下の窓口へ御連絡ください。

さいたま市教育委員会事務局学校教育部教職員人事課管理係（電話 048-829-1654）（19時まで）

※ 子どもの安全に関わる事件、事故等で緊急の対応が必要な場合は、公的関係機関（警察（110番）、消防（119番））へ御連絡ください。夜間、休日の子どもの安全に係る事件、事故等について、公的関係機関が学校と情報共有が必要であると判断した場合は、公的関係機関と学校又は教育委員会が連携して対応いたします。

※ 子ども・子育てに関する相談については、裏面の相談先も併せて御利用ください。

3 学校における働き方改革の推進について

本市の取組を以下の市ホームページに掲載しておりますので、御覧ください。

なお、学校における電話対応など御意見がございましたら、市ホームページの「学校における働き方改革の推進」内の「お問い合わせフォーム」より御連絡ください。

【お問い合わせフォームの掲載場所】

トップページ > 子育て・教育 > 教育 > 教育委員会 >

さいたま市教育委員会の主な事業 > 学校における働き方改革の推進 内